

資料 2 - 6

まちづくりを取り巻く状況の変化

【人口減少・少子高齢化】

人口減少・少子高齢化

- ・ 県人口は現在の 559 万人をピークに減少に転じ、2040 年には約 470 万人（2005 年比 16% 減）となる見込み。
- ・ 2040 年、65 歳以上人口は 179 万人で人口比率は 38%（2005 年=111 万人、20%）、75 歳以上人口は 83 万人で人口比率は 21%（2005 年=49 万人、9%）となる見込み。
- ・ 人口減少社会を迎える中、今後も 65 歳以上人口の増加と 14 歳以下人口の減少は続く見込み。

(図表 1)

兵庫県の総人口の推移予測 (2010年までは国勢調査実績値)

| 年 | 総人口 (万人) | 65歳以上人口比率 (%) |
|------|----------|---------------|
| 1955 | 362 | 5% |
| 1960 | 391 | 6% |
| 1965 | 431 | 6% |
| 1970 | 467 | 7% |
| 1975 | 499 | 8% |
| 1980 | 514 | 9% |
| 1985 | 528 | 10% |
| 1990 | 541 | 12% |
| 1995 | 540 | 14% |
| 2000 | 555 | 17% |
| 2005 | 559 | 20% |
| 2010 | 559 | 23% |
| 2015 | 554 | 27% |
| 2020 | 543 | 30% |
| 2025 | 529 | 31% |
| 2030 | 512 | 33% |
| 2035 | 491 | 35% |
| 2040 | 469 | 38% |
| 2045 | 446 | 40% |
| 2050 | 423 | 42% |
| 2055 | 398 | 43% |

(図表 2)

年齢3区分人口の推移予測 (兵庫県)

| 年 | 14歳以下人口 (万人) | 15~64歳人口 (万人) | 65歳以上人口 (万人) | 総人口 (万人) |
|------|--------------|---------------|--------------|----------|
| 2005 | 80 | 368 | 111 | 559 |
| 2010 | 76 | 353 | 130 | 559 |
| 2015 | 69 | 333 | 151 | 554 |
| 2020 | 62 | 320 | 162 | 543 |
| 2025 | 55 | 309 | 164 | 529 |
| 2030 | 50 | 294 | 167 | 512 |
| 2035 | 47 | 273 | 171 | 491 |
| 2040 | 44 | 246 | 179 | 469 |
| 2045 | 40 | 227 | 179 | 446 |
| 2050 | 36 | 210 | 177 | 423 |
| 2055 | 32 | 195 | 170 | 398 |

世帯構成員の減少

今後も平均世帯人員の減少が続く一方、総人口が減少しても、世帯規模が縮小するため、世帯数は2020年まで増加する見込み。

(図表 3)

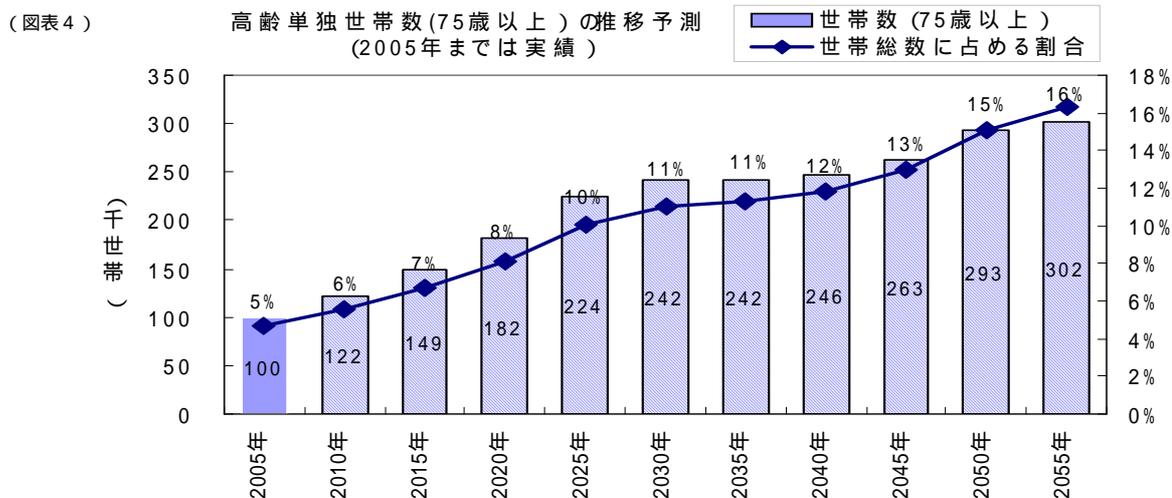
兵庫県の一般世帯数の推移予測 (2005年までは実績値)

| 年 | 一般世帯数 (万世帯) | 平均世帯人員 (人) |
|------|-------------|------------|
| 1955 | 76 | 4.8 |
| 1960 | 87 | 4.5 |
| 1965 | 106 | 4.1 |
| 1970 | 123 | 3.8 |
| 1975 | 141 | 3.5 |
| 1980 | 158 | 3.3 |
| 1985 | 166 | 3.2 |
| 1990 | 177 | 3.0 |
| 1995 | 187 | 2.9 |
| 2000 | 204 | 2.7 |
| 2005 | 213 | 2.6 |
| 2010 | 218 | 2.6 |
| 2015 | 222 | 2.5 |
| 2020 | 224 | 2.4 |
| 2025 | 223 | 2.4 |
| 2030 | 220 | 2.3 |
| 2035 | 215 | 2.3 |
| 2040 | 209 | 2.2 |
| 2045 | 202 | 2.2 |
| 2050 | 195 | 2.2 |
| 2055 | 185 | 2.2 |

1

高齢者世帯の増加

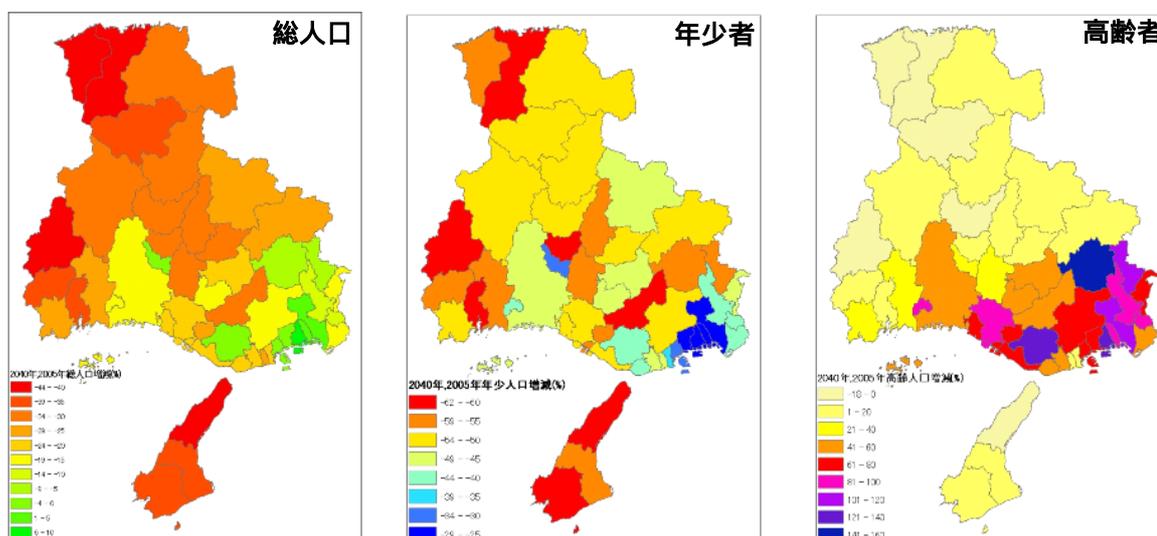
2040年、75歳以上の高齢単独世帯は2005年の世帯数に対し約2.5倍になる見込み。



人口の偏在化、年少者・高齢者の偏在化

- ・ 神戸、阪神地域では当面人口増加が続く一方、淡路、但馬、西播磨等の地域は人口減少が著しく、2040年頃には現在の6割を切る水準まで減少する市町も生じる見込み。
- ・ 年少者は県内全域で減少するが、その減り方は地域差が大きくなり、阪神間の減少が比較的小さく、但馬や西播磨、北播磨などの減少は比較的大きくなる見込み。
- ・ 高齢化率は県内全域で上昇するが、実数では阪神間が現在より大きく増加し、但馬や西播磨、北播磨が減少する見込み。

(図表5) 市区町単位の人口推移予測(2005～2040年の増減率)



- 総人口の増減**
- 香美町 (44%減)
 - 淡路市 (41%減)
 - 佐用町 (41%減)
 - 新温泉町 (40%減)
 - ...
 - 灘区 (0.2%減)
 - 芦屋市 (2%増)
 - 西宮市 (5%増)
 - 東灘区 (9%増)

- 0～14歳人口の増減**
- 相生市 (62%減)
 - 佐用町 (61%減)
 - 香美町 (61%減)
 - 市川町 (61%減)
 - ...
 - 芦屋市 (29%減)
 - 西宮市 (28%減)
 - 灘区 (25%減)
 - 東灘区 (25%減)

- 65歳以上人口の増減**
- 香美町 (18%減)
 - 佐用町 (18%減)
 - 養父市 (15%減)
 - 新温泉町 (13%減)
 - ...
 - 猪名川町 (116%増)
 - 東灘区 (127%増)
 - 西区 (138%増)
 - 三田市 (155%増)

図表1～5 (出典) 総務省「国勢調査」、兵庫県将来推計人口(2008年)を基に兵庫県ビジョン課作成

【地域の自立に向けた動き】

地方分権改革の進展

- ・平成 20 年 5 月～平成 21 年 11 月 地方分権推進委員会による勧告（第 1 次～第 4 次）
- ・平成 21 年 11 月 17 日閣議決定「地域主権戦略会議の設置について」
- ・平成 21 年 12 月 15 日閣議決定「地方分権改革推進計画」
- ・平成 22 年 6 月 22 日閣議決定「地域主権戦略大綱」
- ・平成 23 年 4 月 28 日成立「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 37 号)(第 1 次一括法)
(まちづくり関係の改革事項例)
公営住宅法：公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・平成 23 年 8 月 26 日成立「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号)(第 2 次一括法)
(まちづくり関係の改革事項例)
パブリック法：道路、公園等のパブリック化構造基準の条例委任
都市計画法：区域区分、都市再開発方針等にかかる都市計画決定の権限委譲（県 指定都市）

広域連携による自立的な圏域形成の動き

- ・関西全体の広域行政を担う主体であるとともに、分権型社会の実現に向けて国からの権限移譲の受け皿ともなる「関西広域連合」が 2010 年 12 月に設立
- ・市町村が連携して自立的な圏域形成を進める「定住自立圏構想」に取り組む自治体が増加

| 関西広域連合 | | 兵庫県下の定住自立圏構想の状況 | | |
|--------|--|--|-------------------|--|
| 設立 | H22.12.1 連合長：井戸敏三 | 名称 | 市町 | 主な連携内容 |
| 参加団体 | 大阪府 京都府 兵庫県 滋賀県 和歌山県 (大阪市、神戸市、京都市、堺市参加表明) | 東備西播 定住自立圏 | 備前市 赤穂市 上郡市 | 教育施設の相互利用、広域観光ルートの開発、定住相談会の共同開催、職員研修の相互参加 等 |
| 目的 | 広域行政課題の解決 国の出先機関からの事務・権限の移譲 | 北はりま 定住自立圏 | 西脇市 多可町 | 西脇病院を核とした圏域医療強化、介護認定審査会等の共同設置、イベント等の共同開催、コミュニティバスの運行調整 等 |
| 実施事務 | 広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修の 7 分野の事務 | 定住自立圏構想 市町村の主体的取組として、「中心市」と「周辺市町村」が連携することにより、都市機能と自然環境や文化などそれぞれの魅力を活用して、様々な担い手相互の役割分担のもと、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策 | | |

市町合併後の状況

- ・平成 11 年 3 月末：91(21 市 70 町)
平成 18 年 3 月末：41(29 市 12 町) / 約 55%減少
- ・合併により、行財政基盤や社会資本は一定程度整備
- ・一方、町役場本所がなくなった旧町地域でのにぎわいの喪失、地域での連帯感の希薄化、空き庁舎など利用が少ない施設の存在などが課題

【合併後の旧役場庁舎の利用状況】

| | | |
|-----------------------|----------------|----------------|
| 未利用面積 延べ面積 × 100 | 10%以上 | 10%未満 |
| 旧庁舎跡 (46 施設に占める割合) | 13 施設 28.3% | 24 施設 71.7% |
| 利用状況 | 何らかの活用 | 活用なし |
| 議場跡 (43 施設に占める割合) | 32 施設 74.3% | 11 施設 25.6% |

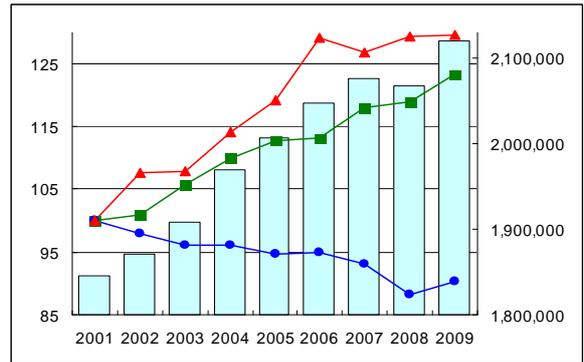
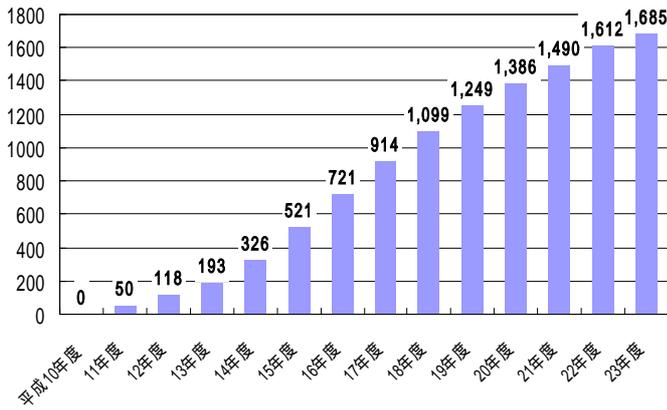
20.6 市町振興課調べ

地域づくり活動の拡大と担い手の多様化

- ・ 阪神・淡路大震災を契機とし特定非営利活動促進法が施行されるなど公共サービスを住民自らが担っていく機運が高まる。(認証を受けたNPO法人数：2000年度末 118 2010年度末 1,612)
- ・ 兵庫県内GDPにおける公共サービスは拡大傾向にあり、中でも医療・福祉、教育等の民間非営利部門GDPは高い成長率を示すなど、社会貢献型の産業は拡大

【特定非営利活動法人認証数(累計・兵庫県)】

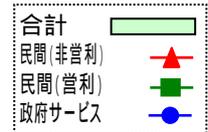
【公共サービス(医療、教育等)関連の県内GDP】



平成10年12月から特定非営利活動促進法が施行された。法人認証数は各年度末時点のもの。(平成23年度は10月末時点)

(出典：兵庫県協働推進室資料を基に兵庫県ビジョン課作成)

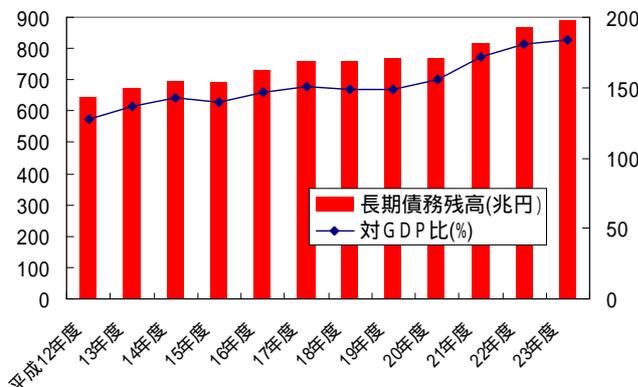
左軸(%)2001年を100とした各部門の成長率
右軸(百万円) = 合計額



自立に向けた課題

- ・ 人口減少、高齢化に伴う経済成長率の低下や社会保障関係費の増大等により、国や地方の財政悪化
- ・ 兵庫県でも、震災で悪化した財政の改善を図りながら元気で安全安心な兵庫づくりに取り組むため、2018年度までの間に取り組む改革の内容を定めた「**新行財政構造改革推進方策(新行革プラン)**」を2008年度に策定し、2010年度に全項目について総点検を行い、第2次行革プランを策定

【国・地方の長期債務残高の推移】



(出典：財務省財政関係基礎データ(平成23年6月)各年度実績を基に兵庫県ビジョン課作成(平成23年度のみ当初予算))

(参考) 新行革プランによる主な目標

- ・ 徹底した歳出・歳入改革を行い、改革期間後半には歳出・歳入の均衡を達成
- ・ 各年度のプライマリーバランスを黒字化
- ・ 実質公債費比率を平成30年度には18%水準に抑制
- ・ 経常収支比率を平成30年度には90%水準に抑制
- ・ 事務事業の廃止・縮小や組織の再編等により、一般行政部門の定員を平成30年度までに概ね3割削減

【東日本大震災】

東日本大震災の概要

| | 東日本大震災 1 | 阪神・淡路大震災 2 |
|-------------|--------------------|--------------------|
| 発生日時 | H23.3.11 (金) 14:46 | H7.1.17 (火) 5:46 |
| 震源及び規模 (推定) | 三陸沖深さ 24 km M9.0 | 淡路島北部沖深さ 16km M7.3 |
| 主な震度 | 震度 7 | 震度 7 |
| 死亡行方不明 | 15841 人 / 3485 人 | 6434 人 / 3 人 |
| 建築物被害 | 全壊 121,654 戸 | 全壊 104,906 戸 |
| | 半壊 198,031 戸 | 半壊 144,274 戸 |
| | 一部損壊 613,836 戸 | 一部損壊 390,506 戸 |
| 漁船被害 | 22,000 隻 | 40 隻 |
| 農地被害 | 23,600ha | 213.6ha |
| 応急仮設住宅着工 | 52,553 戸 | 48,300 戸 |
| 避難者 | 328,903 人 | 316,678 人 |

1 H23.12 政府発表

2 H18.5 消防庁確定報

東日本大震災の特徴

広範囲な被害

- ・ 地震より津波の被害が大きく、被災地域が非常に広範囲であるとともに、沿岸市町は壊滅的な被害
- ・ 湾の形状や平地と山地との関係などにより、被災した地区としなかった地区とが明確
- ・ 浸水範囲全体約 535km² のうち、市街地における浸水範囲は約 119km² となるなど、被災地域は、面的整備事業など都市計画事業の実施可能な都市計画区域だけではなく、都市計画区域外にも及ぶ。
- ・ 阪神・淡路大震災では、生活再建に必要な就業の場が大阪など周辺地域に存在したが、東日本大震災では沿岸部の漁業、水産加工業、農業等が壊滅状態となった。また、直接的な被害のみならず、工場等の損壊やサプライチェーンの途絶等による企業の生産減といった間接的な経済被害が発生
- ・ 平日の午後に地震が発生したため、東京圏の鉄道各線で、広範囲にわたる線路点検や復旧作業が発生し、公共交通機関が運行停止したことから、多数の帰宅困難者が発生

原子力発電所の事故

- ・ 東京電力(株)福島第一原子力発電所では、津波により全電源が喪失し、原子炉の炉心冷却機能が停止するなど、わが国史上最悪の原子力緊急事態が発生。
- ・ 事態を受け、政府により周辺地域に対し住民の避難指示等が広範囲にわたり示された。現在は半径 20km 圏内が警戒区域として指定されているほか、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点が指定
- ・ 東電福島原発は東京圏を始めとする東電管内の電力エネルギーの 15%を担っており、事故の影響は電力供給不足という形で東京圏を始めとする地域にも及んだ。
- ・ 現在、原子力発電所の定期点検に伴う再稼働に向けた合意形成が困難になり、関西圏においても電力需要への対策等が必要となっている。

兵庫県防災対策

津波防災対策

東日本大震災が、これまでのわが国の地震・津波対策のあり方に大きな課題を残したことを受け、政府では中央防災会議に専門調査会を設け今後の地震・津波対策を検討することとしており、平成 23 年 9 月 28 日に専門調査会報告を受けた。国の検討を受け、兵庫県では以下の対策を推進

【兵庫県の津波防災対策について（H23.10.24 発表）】

1 津波対策の基本方針

- ・ 次の二つの津波レベルを想定し、それぞれ対策を講じる。
 - ・ 本格的な津波防災対策は、国における津波高さの検討結果が明確化した後に実施
 - ・ それまでは、暫定的な津波高さ(現想定 of 2 倍)を設定し、対策を実施
- レベル 1・・・百年に一度程度の津波(発生頻度は比較的高いが最大クラスではない)
海岸保全施設の整備等により、被害を生じさせないよう「防御」するためのハード対策を中心に実施。
- レベル 2・・・千年に一度程度の津波(東日本大震災並の最大クラスの津波)
住民の避難に重点を置いた、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を実施。

2 現行の津波対策

- ・ レベル 1 の安政南海地震(M8.4)を前提に、兵庫県に到達する最大津波高を想定。
- ・ 防潮堤門扉が完全に閉鎖できれば、淡路南部の一部地域を除き、レベル 1 の津波に対しては浸水防御可能のため、これら防潮堤の維持保全、耐震化を実施。
- ・ ソフト対策として、防潮堤門扉確実閉鎖のためのマニュアル整備 + 市町と連携した訓練の実施のほか、市町の住民避難対応マニュアル整備の促進、避難訓練の実施、住民への意識啓発等を実施。

3 当面の津波防災対策

(1) ソフト対策

実施方針

- ・ 最大クラス(レベル 2)の津波が発生した場合でも人命が損なわれることのないよう、住民の迅速、確実、的確な避難行動を誘導するための取組を、住民や市町と一体となって充実強化する。
(防災意識の高揚、避難訓練の実施、避難体制の確立、情報伝達体制)

県の取組

- ア) 津波浸水想定区域図・津波被害警戒区域図の作成・公表
- イ) 市町の津波災害対応マニュアルの改定
 - ・ 平成 19 年に県が策定した市町への手引きを改定し、市町のマニュアル改定を促す。
- ウ) 鉄道事業者、通信事業者等への働きかけ
- エ) 一時避難ビルの増加に向けた取組の推進
 - ・ 県有施設(県立高校、県営住宅等)を一時避難ビルとして活用。
 - ・ 民間中高層建物の一時避難ビル指定拡充に必要な施策等について、市町と協議。

(3) ハード対策

整備方針

- ・ レベル 1 の津波は防御し、レベル 2 の津波は、越流を許容するが、既存施設を強化し、早期復旧可能な粘り強い構造とする。
- ・ このため、まずは未整備の防潮堤等の早期完成を図り、レベル 2 の津波に対する対応については、国による技術指針策定後に実施するが、それまでの間実施可能な既存施設強化対策(防潮堤の緊急点検等、機械・電気設備の浸水対策)を進める。

対策の内容

- ・ 防潮堤等未整備箇所の前倒し整備
- ・ 既存施設強化対策(既存防潮堤の緊急点検等、機械・電気設備の浸水対策)

(参考) 兵庫県の復興支援への取組

被災地への職員派遣(まちづくり・建築関係)

- ・ 仮設住宅建設支援等の短期派遣としてのべ 699 (人・日) 派遣(平成 23 年 1 月 6 日現在)
- ・ 復興まちづくり支援等の中長期派遣として、H23 年 6 月より南三陸町へ 1 名派遣中

復興まちづくりへの提案

阪神・淡路大震災における経験を踏まえ、東日本大震災と阪神・淡路大震災との相違点を考慮して、被災した地方公共団体に対し復興まちづくりの推進に向けた提案を実施

- ・ 平成 23 年 4 月 14 日 『復興まちづくり』への提案、中期を見据えた仮設住宅団地の提案
- ・ 平成 23 年 4 月 21 日 応急仮設住宅建設についての提案
- ・ 平成 23 年 5 月 9 日 住宅からの創造的復興に向けた提案
- ・ 平成 23 年 6 月 13 日 復興に向けたまちづくりへの 10 の提案・5 つの対策

コンサルチーム派遣、アドバイザー派遣事業の実施

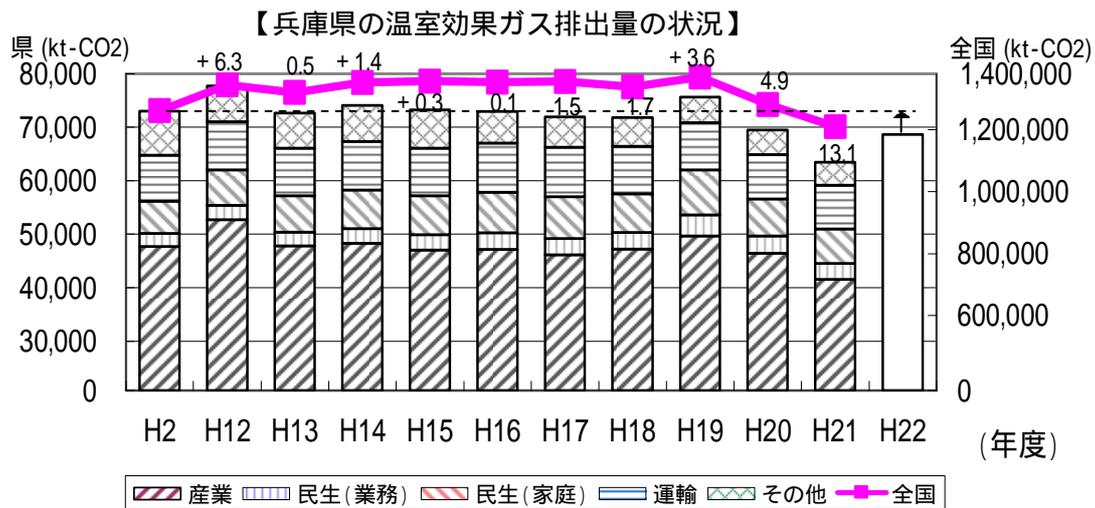
被災地における住民主体の復興まちづくりを支援するため、阪神・淡路大震災における復興まちづくりを経験した専門家を被災地に派遣し、復興まちづくりのノウハウや教訓を伝えるとともに、復興まちづくりのネットワークづくりとまちづくり活動組織の設立等を促進する事業を H23 年 9 月から開始

| 概要 | | 実績 (H24.1 現在) |
|-----------|--|------------------|
| コンサルチーム派遣 | (1) 兵庫県が被災自治体とチームの派遣に関する調整を行い、派遣を決定。 (2) まちづくりの専門家団体から、チームの編成メンバー、活動内容等を記入した企画提案書を募集し、兵庫県が被災自治体と調整の上、派遣を決定。 | 7 チーム派遣 |
| アドバイザー派遣 | 被災地が希望するアドバイスを受けた内容等に応じて、兵庫県が被災自治体と調整の上、適当な専門家を選定し、派遣を決定。 | 3 地区派遣決定 |

【環境・エネルギー】

兵庫県環境政策

- ・ 兵庫県では、地球温暖化防止の他、循環型社会の構築、生物多様性の保全、地域環境負荷の低減及び環境保全・創造のための地域システム確立を掲げた第3次環境基本計画を平成20年に定め、環境政策を総合的に推進
- ・ 地球温暖化防止対策では、平成12年に策定（H18改訂）した「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」により、平成22年度温室効果ガス排出量の平成2年度比6.3%削減（京都メカニズム、森林吸収含め11.7%削減）を目標とし、条例に基づいた大規模事業所等への温室効果ガス排出抑制指導や、太陽光等のグリーンエネルギーの大幅導入、県民まちなみ緑化事業を活用した都市緑化等を実施
- ・ 兵庫県の平成21年度の温室効果ガス排出量は、基準年度に比べ13.1%減少。排出量全体の7割近くを占める産業部門からの平成20年度のCO₂排出量は、生産量の減少等により前年度に比べて減少した一方で、家庭・オフィスなど民生部門からの平成20年度のCO₂排出量は、前年度に比べ減少しているものの、依然基準年度に比べ大幅な伸び



| 部門 | H2年度(1990)基準年度 | H20年度(2008)確定値 | | | H21年度(2008)速報値 | | | | |
|---------|----------------|----------------|--------|----------|----------------|-----------|--------|----------|---------|
| | | 排出量(構成比%) | | 基準年度比(%) | 前年度比(%) | 排出量(構成比%) | | 基準年度比(%) | 前年度比(%) |
| 産業 | 47,670 | 46,424 | (66.8) | 2.6 | 6.6 | 41,543 | (65.5) | 12.9 | 10.5 |
| 民生(業務) | 2,490 | 3,267 | (4.7) | 31.2 | 16.8 | 3,024 | (4.8) | 21.4 | 7.4 |
| 民生(家庭) | 5,991 | 6,917 | (10.0) | 15.9 | 17.2 | 6,375 | (10.0) | 6.4 | 7.8 |
| 運輸 | 8,613 | 8,275 | (11.9) | 3.9 | 6.1 | 8,198 | (12.9) | 4.8 | 0.9 |
| その他 co2 | 3,476 | 1,962 | (6.6) | 44.7 | 5.4 | 1,855 | (2.9) | 46.6 | 5.5 |
| その他ガス | 4,793 | 2,615 | (3.8) | 45.4 | 3.9 | 2,489 | (3.9) | 48.1 | 4.8 |
| 総排出量 | 73,033 | 69,480 | (100) | 4.9 | 8.2 | 69,480 | (100) | 13.1 | 8.6 |

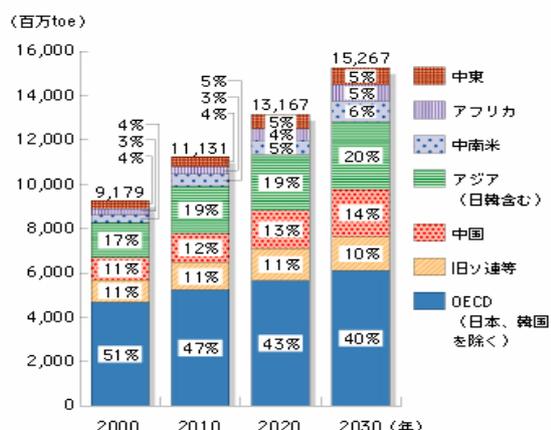
排出量の単位は(kt-CO₂)

兵庫県温暖化対策課調べ

再生可能エネルギーへの注目

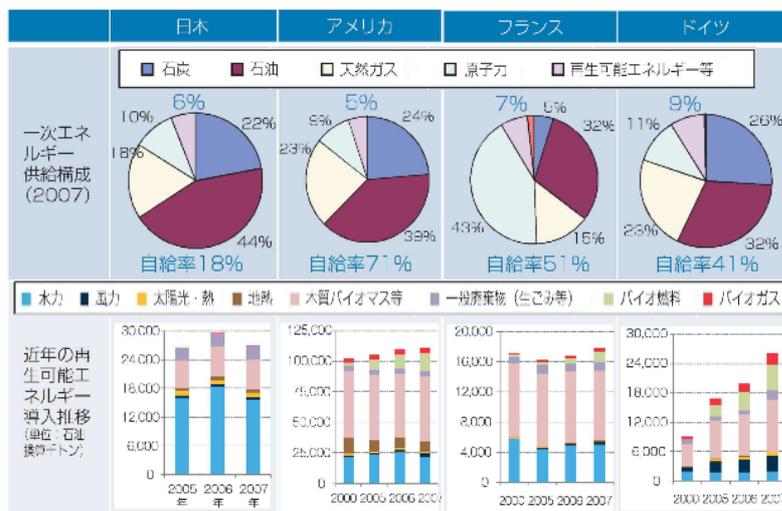
- ・ 東日本大震災とそれに伴う原子力発電事故等の影響による電力供給の逼迫によって、我が国のエネルギー政策のあり方が問われている。
- ・ 一方、世界人口の増加、開発途上国におけるエネルギー使用の拡大、石油資源の枯渇などから、世界のエネルギー需給は今後逼迫してくる可能性が高い。
- ・ 世界では、各国ともに近年原子力によるエネルギー供給が増加してきたが、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度等を導入したドイツを始め再生可能エネルギーの導入を増やす国が増加
- ・ こうした中、我が国でも省エネとともに再生可能エネルギーの利用が喫緊の課題になると想定

【世界のエネルギー需要の将来見込み】



資料：IEA「World Energy Outlook 2002」

【各国の再生可能エネルギー利用状況（2007）】

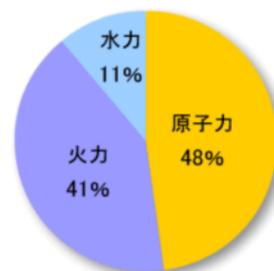


H22 経済産業白書より

兵庫県の新たなエネルギー対策（H23年度）

大震災の影響によって生じた電力不足への対応や、今後の国のエネルギー政策の動向に応じた、県としての総合的な対策を推進するため、エネルギー対策に係る推進体制を整備し、以下の取組を推進

- ・ 勤務時間前倒しにより、節電を意識したライフスタイルを構築するサマータイムの導入
- ・ 県施設省エネ化改修工事の拡充や、職員の省エネ行動・節電取組のさらなる強化
- ・ 広域連合と連携した今後のエネルギー供給に対する国や関西電力等への働きかけ、新エネルギーの導入促進に係る総合調整等を行う「エネルギー対策室」を設置
- ・ 地域における再生可能エネルギーの活用に向け、小水力発電、バイオマス発電等に関して、適地やポテンシャルに関する基礎的調査を実施
- ・ その他、淡路環境未来島構想の推進（淡路島3市、兵庫県）、水力発電の事業化検討（有馬温泉観光協会、兵庫県）など、地域エネルギーの活用に向けた取組みが県下各地において進行



【関西電力の発電電力比】

H22.3 関西電力調べ